

土曜日共同保育実施FAQ

令和6年2月1日版

《目次》

(1)	土曜日共同保育とはどのようなものを想定しているのか。	2
(2)	土曜日共同保育を実施する上での留意すべき点はあるか。	2
(3)	書面での同意はどのようにとれば良いか。	2
(4)	実施園と依頼園で開所時間や標準時間・短時間が異なる場合は実施園側の時間帯に合わせればよい か。	3
(5)	土曜日共同保育を実施するにあたり、施設・事業所間で契約書等を取り交わすべきか。	3
(6)	契約書等は市役所に提出する必要があるのか。	3
(7)	契約書や合意書には、どのような内容を入れるべきか。	3
(8)	依頼園が実施園に払う共同保育実施に係る費用負担はどれくらいの金額とすればよいか。	3
(9)	3園以上で共同保育を実施することは可能か。	4
(10)	実施園を週によって変えて実施することは可能か。	4
(11)	職員配置については、共同保育を実施する施設・事業所の配置基準を満たせばよいか。	4
(12)	土曜日共同保育の体制について、実施園と依頼園の両方の園の保育士が勤務することは必要か。	4
(13)	土曜日8時間開所だと公定価格が減算となるが、11時間開所の園に共同保育してもらえば、減算 にはならないのか。	4
(14)	実施園で土曜日の延長保育を実施している場合、依頼園側でも延長保育関係の助成を受けられるの か。	5
(15)	実施園と依頼園が遠距離でも共同保育を実施できるか。	5
(16)	「土曜日共同保育年間計画書」はいつまでに提出が必要か。	5
(17)	「土曜日共同保育年間計画書」は毎年提出する必要があるか。	5
(18)	本園と分園で共同保育を実施する場合に、届出が必要か。	5

※用語の定義

実施園・・・土曜日の共同保育を実施する園

依頼園・・・土曜日の共同保育を実施園に依頼する園

(1) 土曜日共同保育とはどのようなものを想定しているのか。

土曜日保育を行っている子ども・子育て支援制度の確認を受けた施設・事業所等において、自園の土曜日保育を必要とする児童だけではなく、平日は他施設・事業所を利用している児童も受け入れて土曜日共同保育を行うことを想定しています。当然、設備運営基準の遵守は必要ですので、基準を超えて受け入れることまでは認められません。

(2) 土曜日共同保育を実施する上での留意すべき点はあるか。

土曜日共同保育の実施を検討するにあたっては、依頼園側の利用者である保護者に対して、土曜日共同保育の実施園（場所）・開所時間、給食内容、交通費が発生する場合の費用負担、延長保育を利用した場合の支払先・方法、児童情報の引継など十分に説明を行った上で、重要事項説明書等での同意を得る必要があります。

実施園側の保護者に対しても、土曜日は依頼園の児童との共同保育となることを十分に説明した上で、重要事項説明書等での同意を得る必要があります。

のちのちのトラブルにつながりますので、施設・事業所側の都合で、強引に同意を取ることがないように注意してください。

実施が決まった際には、実施園において要した職員雇用に対する費用や保育費用、給食費用、児童情報の引継（アレルギー児童や障害児含む）などについて、施設・事業所間であらかじめ調整しておく必要があると考えます。児童情報（アレルギー児童や障害児含む）の引継は、口頭ではなく書面で行うようにしてください。

また、平日に受入れていない年齢の児童の保育は行わないなど、各施設・事業所が職員体制や設備運営の基準を超えて共同保育を行うことがないように、注意が必要です。

(3) 書面での同意はどのようにとれば良いか。

土曜日共同保育の実施を検討するにあたっては、運営規程や重要事項説明書などの改正がなされることがありますので、重要事項説明書の改正部分を保護者に説明した上で、同意を得ることが通常の方法だと考えます。

重要事項説明書に記載する項目として以下のものが考えられます。

<項目例>

- ・土曜日共同保育を行う実施園・依頼園に関すること（園名・住所、連絡先 等）
- ・土曜日共同保育の開所時間に関すること
- ・給食内容に関すること
- ・交通費が発生する場合の費用負担に関すること
- ・延長保育を利用した場合の支払先・方法に関すること
- ・児童情報の引継に関すること 等

(4) 実施園と依頼園で開所時間や標準時間・短時間が異なる場合は実施園側の時間帯に合わせればよいのか。

実施園と依頼園で開所時間や標準時間・短時間が異なる場合も想定されますが、土曜日の開所時間等は、実施園側の時間帯にあわせていただく必要があります。

そのため、開所時間等に変更がある場合は、保護者に十分説明した上で、重要事項説明書等での同意を得ていただき、のちのちのトラブルにつながらないように注意してください。

また、土曜日共同保育の実施により、土曜日の開所時間等が変更になる場合は、「横浜市延長保育事業実施（変更）届」を各区こども家庭支援課へ提出してください。

(5) 土曜日共同保育を実施するにあたり、施設・事業所間で契約書等を取り交わすべきか。

設置主体が異なる場合には、円滑な土曜日共同保育を実施するため、職員体制や費用負担などを決めたうえで、契約書や覚書等を取り交わすことが原則として必要であると考えますので、「土曜日共同保育年間計画書」に添付していただくこととしています。

ただし、設置主体が同一の施設・事業所間での共同保育も想定され、運営規程や重要事項説明書などの整理で対応可能な場合もあると考えます。

(6) 契約書等は市役所に提出する必要があるのか。

「土曜日共同保育年間計画書」を区役所に提出していただきますので、添付資料として契約書や覚書等の写しについても提出をお願いします。また、実地監査等で土曜日の保育を実施していることが分かる書類として、保育の実施記録とともに確認させていただくことが想定されますので、施設・事業所においてきちんと保管をしておいてください。

(7) 契約書や合意書には、どのような内容を入れるべきか。

円滑な共同保育を実施するために、責任の所在、職員体制、費用負担などの項目が考えられます。

＜項目例＞

- ・土曜日共同保育の目的、概要に関すること（目的、内容、開始及び終了時期、土曜日共同保育の開所時間、実施場所、児童数、土曜日共同保育の実施方法 等）
- ・責任体制に関すること（役割、責任分担、実施報告 等）
- ・職員体制に関すること（職員体制、職員の派遣に関わる事項 等）
- ・費用負担に関すること（経費分担、支払方法、支払時期 等）
- ・事故、災害時の対応に関すること

(8) 依頼園が実施園に払う共同保育実施に係る費用負担はどれくらいの金額とすればよいのか。

施設・事業所間で決めていただく金額となりますので、一概にいくらということとは言えませんが、依頼園側の「常態的に土曜日に閉所する場合」の減算額が費用を検討する上での一つの目安になると考えられます。

(9) 3園以上で共同保育を実施することは可能か。

2園以上の小規模保育事業所などの児童を1園の保育所などで共同保育することも可能であると考えます。ただし、依頼園側の利用者である保護者に対して、上記(2)に記載した項目に加え、実施園以外の児童とも共同で保育されることなど、十分に説明を行った上で、同意を得る必要があります。

(10) 実施園を週によって変えて実施することは可能か。

両園の保育士業務の負担軽減のために、実施園と依頼園を交代で行うなどの実施方法も考えられますが、毎週実施園が変わることで、保護者や児童に過度の負担がかかることが想定されるため、最低でも1か月単位での受け入れとします。

実施園を月ごとに変更する場合は、利用者である保護者に対して、上記(2)に記載した項目に加え、共同保育実施場所が月によって変わることなど、十分に説明を行った上で、同意を得る必要があります。なお、そのような場合であっても、主として共同保育を実施する施設・事業所をいずれか一方に固定して「土曜日共同保育年間計画書」を提出してください。

(11) 職員配置については、共同保育を実施する施設・事業所の配置基準を満たせばよいのか。

実施園側の職員配置基準や面積基準を満たす必要があります。

(12) 土曜日共同保育の体制について、実施園と依頼園の両方の園の保育士が勤務することは必要か。

土曜日共同保育を実施する保育士の体制は、基本的には実施園の保育士中心の体制が想定されますが、依頼園からも、児童の保育の安定に配慮して、原則として自園の保育士等を1名以上かつ4時間以上派遣することとします。

また、設置主体が同一の施設・事業所間での土曜日共同保育であれば、実施園が自園の保育士を常時1名以上配置した上で、保育士業務の負担軽減のために両方の園の保育士によるシフト勤務も想定されると考えます。

なお、依頼園の児童がいない(降園した)場合には、依頼園の職員の配置は求めません。

(13) 土曜日8時間開所だと公定価格が減算となるが、11時間開所の園に共同保育してもらえば、減算にはならないのか。

原則として土曜日は11時間開所をお願いしています。そのため、土曜日11時間以上の開所を標榜しない場合(区に提出する「横浜市延長保育実施(変更)届」の土曜日開所時間が11時間未満)は、公定価格が減算となりますが、土曜日11時間以上開所の園において毎週土曜日を共同保育で受け入れてもらえれば、依頼園側も公定価格が減算にはなりません。

ただし、「保育の利用希望が無く保育を提供しない日」については、「閉所」扱いとなり、閉所日数に応じ公定価格が減算されます。一方で、保育の利用希望がなく閉所する予定であっても、後に利用希望に変更があり開所した場合は、開所しているものと取扱います。また、土曜日共同保育で

あっても、自園の子どもに対し保育の提供が行われていない場合は、閉所しているものと扱います。例えば、土曜日にA園とB園との共同保育を、A園で実施したが、B園の在籍児しか利用がない場合は、A園は閉所、B園は開所と扱います。

(14) 実施園で土曜日の延長保育を実施している場合、依頼園側でも延長保育関係の助成を受けられるのか。

延長保育実施加算等の助成については、実施園に対してのみ支払うことを原則としますが、依頼園の児童の利用実績に対する加算や保護者負担の軽減のための助成については、依頼園に支払います。延長保育の利用があった場合の延長保育に係る助成の取り扱いについては、施設・事業間であらかじめ調整をしておく必要があります。

(15) 実施園と依頼園が遠距離でも共同保育を実施できるか。

実施にあたって保護者同意が必須となることから、近隣の範囲で行うような保護者や児童への配慮が必要です。

(16) 「土曜日共同保育年間計画書」はいつまでに提出が必要か。

「土曜日共同保育年間計画書」は、共同保育を開始する月の前月 10 日までに実施園の所在する区のこども家庭支援課へ提出してください。

また、翌年度以降も共同保育を実施する場合は、毎年度「土曜日共同保育年間計画書」の提出が必要です。

共同保育の実施により、依頼園の児童の土曜日の保育が 11 時間以上確保されている場合は、依頼園は公定価格の「土曜日に閉所する場合」の対象外となります。

なお、共同保育を実施していたとしても、「土曜日共同保育年間計画書」の提出がない場合は、「土曜日に閉所する場合」の対象となりますので、ご注意ください。「土曜日共同保育年間計画書」は、遡って提出することはできません。

(17) 「土曜日共同保育年間計画書」は毎年提出する必要があるか。

「土曜日共同保育年間計画書」は、毎年度の提出が必要です。

共同保育の実施により、依頼園の児童の土曜日の保育が 11 時間以上確保されている場合は、依頼園は公定価格の「土曜日に閉所する場合」の対象外となります。

なお、共同保育を実施していたとしても、「土曜日共同保育年間計画書」の提出がない場合は、「土曜日に閉所する場合」の対象となりますので、ご注意ください。「土曜日共同保育年間計画書」は、遡って提出することはできません。

(18) 本園と分園で共同保育を実施する場合に、届出が必要か。

本園と分園で共同保育を実施する場合は、「土曜日共同保育年間計画書」の提出は必要ありません。

ただし、土曜日の保育の実施場所や送迎場所等の保育内容については、重要事項説明書に記載し、保護者へ周知してください。